



平成29年度国民健康保険税率据え置き

平成29年度の茅野市国民健康保険特別会計の収支見込は、医療費や後期高齢者支援金、介護納付金などの支払い額が国民健康保険税や国庫負担金等の収入を上回る見込みで、単年度収支は、赤字が見込まれます。しかし、単年度収支の不足額を留保財源(繰越金・基金)の充当により対応することで、被保険者の負担増とならないように平成29年度の茅野市国民健康保険の税率は据え置きとさせていただきます。

茅野市の国民健康保険を取り巻く状況は、加入者の高齢化、高額療養費の増加などにより、医療費は毎年伸び続けています。

茅野市では、医療費の適正化を図るために、保健事業(特定健診・特定保健指導)を積極的に取り入れるなど医療費の適正化に努めています。

疾病の予防・早期発見・早期治療といった健康管理、ジェネリック医薬品の利用などが医療費の抑制につながりますので、加入者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



国民健康保険税率表

区 分	平成29年度		
	医療分	支援金分	介護分
所得割額	5.80%	1.50%	1.70%
資産割額	13.00%	6.00%	5.70%
均等割(人数割)	18,000円	6,000円	7,000円
平等割(世帯割)	19,000円	7,000円	6,000円

※介護分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者) や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者) によって国保へ加入された方には国保税の軽減制度があります

会社の倒産、解雇、雇い止め等の理由で離職され、茅野市国民健康保険(以下「国保」)へ加入された方の国民健康保険税(以下「国保税」)が軽減されます。

次の要件に該当する方は、雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、市役所の税務課または高齢者・保険課で申告をしてください。

○軽減の対象となる要件

平成22年3月31日以降に離職し、雇用保険の(1)特定受給資格者、または(2)特定理由離職者として求職者給付(基本手当等)を受ける方で、ハローワークより発行された受給資格者証の離職理由が次の表の番号に該当する方。

離職理由	(1)特定受給資格者 (倒産・解雇などによる離職)	(2)特定理由離職者 (雇い止めなどによる離職)
受給資格者証の番号	11、12、21、22、31、32	23、33、34

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

問い合わせ 税務課 諸税係(内線179)

高齢者・保険課 医療保険・年金係(内線325)

就職などで勤め先の健康保険へ加入された方へ

就職などで勤め先の健康保険に加入しても、国保から自動的に切り変わりませんので、脱退の手続きが必要となります。

手続きは、就職先で発行された保険証と国保の保険証、マイナンバーカードまたは通知カード、身分証明書(運転免許証等)、印かんをご用意いただき、市役所高齢者・保険課8番窓口へ届け出てください。

加入・脱退の際には、必ず14日以内に届け出をお願いします。